

出典：中央議会（国会）地方議会議員年金制度 [著者 渡部記安]

出版社：株式会社朝陽会（平成 22 年発行）

218 ページ 1 行目から 222 ページ 7 行目の部分を抜粋

ここでは、「ポリティカル・リスク排除と地方自治ガバナンス確立の観点から、米国の地方議会議員コストの長期的実態を、最も重要な州議会議員報酬（州議会議員年金額の算出基礎）に絞って州憲法も含めてさらに詳細に検討」したい。

まず、連邦憲法は第一章（立法部）第六条（議員の報酬と特権）において、「上院議員および下院議員は、その職務に対して、法律の定めるところにより、合衆国の国庫から支払われる報酬を受ける。」（**Embassy of the United States in Japan, Constitution of the United States, 2009**）と規定している。議員報酬の具体的金額は連邦議会で決定され、一八五六年までは会期ごとに報酬を支払われた。その後年俸制となったが増額はほとんどなく、一八七三年の五〇〇〇ドル（五十万円）が一九〇七年まで継続したが、この期間は連邦議会および議員業務が非常に増大した時期でもあった。その後の変遷を経て、二〇〇九年の年間報酬は日本の国会議員と比較しても非常に低額の一七万四〇〇〇ドル（一七四〇万円）（**R.Longley, Salaries and Benefits of US Congress Members, 2009**. 詳細後述）であり、このため「議員報酬が出世主義を助長したとの批判は、実態を無視」していると一般的に評価されている。

他方、地方議会議員年金制度の基盤を構成する州議会議員報酬制度は、中央集権的で画一的な日本とは全く異なり、伝統と州財政事情を議員自身が敏感に反映して変動させており、州間で格差が大きく実に多様である。ポリティカル・リスク排除と地方自治ガバナンス確立のために、州法ではなく、州議会決議や議員行動も強く拘束する「州憲法で議員報酬の具体的金額まで規定する州も多数存在する厳格さ」を、筆者はとくに強調したい。

なお、憲法に関連すれば、日本の地方議会議員年金制度は制度内容的にも非常に特権的かつ不公平であり、さらに国民に大きな財政負担を要求するにもかかわらず、驚くべきことには内容的にも手続的にも総務省令だけで実質的内容を決定することが可能である。さらに、地方自治ガバナンス確立の視点からも、国会議員互助年金制度の廃止後に世界的にも異常に不公平・不透明かつ画一的な地方議会議員年金制度が存続すること自体が国際的にも異常現象である（詳細後述第4章）。現在日本で活発な「道州制」導入論は中央集権的発想が非常に強く問題が多い。自治体の伝統と財政事情を敏感に反映可能な制度内容に改革すべきであり、そうすれば地方議会年金制度などは当然存続不可能となろう。

次に、米国の議員コストとしては、実費弁償も存在するが、「交通費は、キロあたり何ドル」というように、すべてにわたり非常に個別具体的な実費のみを償還しており、日本のような形式的画一的で「第二報酬的給付」は存在しない。もちろん、日本の「政務調査費」などは、米国の専門家も驚愕する存在である。地方議会議員年金制度が存在する州においても、毎日の議員活動実態を時間ごとに記載して提出し、厳格に分類された事項に該当しなければ承認されず、それに基づき議員報酬が具体的に決定され、その報酬が議員年金の算出ベースとなる制度を最近ニューヨーク州が採用し、非常に注目される（詳細後述(15)）。

さて、ロードアイランド州では、一九九五年の州憲法改正で、「年間報酬を一万三〇九〇ドル」と規定し、ニューハンプシャー州では二〇〇三年の州憲法改正で「二〇〇ドル」と規定しており、いずれも現在（二〇一〇年四月）まで修正はない。テキサス州でも、州憲法で報酬金額を具体的に規定している。さらにマサチューセッツ州では、一九九八年に州憲法を改正し、二〇〇一年以降においては「平均家庭所得の増減率へのスライド制導入」を規定した。

州憲法で具体的金額を規定しない場合においても、「独立性高き第三者委員会である議員報酬委員会」を多くの州が州憲法で規定し、報酬の決定権限または勧告権限を法定している。

州憲法等に基づく州議員報酬の具体的な規制方法を簡潔に分類すれば、資料25のとおりである。

すなわち、州憲法が議員報酬額を規制している州の議員報酬額は、そうでない州の議員報酬と比較して、「一部の巨大州を除き、非常に低額」であり、州憲法での規制の意義は大きい（日本の都道府県・市町村議会議員報酬と比較すると、驚異的低額）。

ポリティカル・リスク排除と地方自治ガバナンス確立のために、州憲法のほかに独立性高き「議員報酬委員会」も有効に機能しており、「議員だけで議員報酬金額を決定可能な州は、わずか二七州」という実態に、われわれは注目すべきである。（Janet M.Box-Steffensmeier and David T.Canon, Series Editors, Parliaments and Legislatures, 2005. The Ohio States University）。

なお、「議員だけで議員報酬金額を決定可能な二七州」も加えて、全州の議員報酬が過去の三分の一世紀以上にわたりほとんど増額されておらず、州政治改革に大きな実績を有するCSG（州政府全米機構）自身が『インフレ対応も不可能と評価』するほどに低額（CSG, National Study of Legislator Annual Salaries by Region: 1975-2005 (CPI adjusted), 2007）ではあるが、地方自治ガバナンスに対して議員は誠実に注力しその成果を十分に確立している実態を、日本の関係者は直視すべきである。日本の議員報酬は国際比較上からも極度に高額であるが、これは異常なポリティカル・リスク発揚の象徴的存在であり、財政悪化下で地方自治ガバナンス確立が緊急不可欠な二一世紀日本において議員は職務忠実性を等閑視しがちである。高額の議員コスト（含、地方議会議員年金制度）は、地方自治ガバナンスの確立ではなく、逆にその大きな阻害要因に変質している実態を、筆者は強く指摘したい。

ところで、大規模州のほとんどは「市憲章（City Charter）」で市議会議員報酬の具体的金額まで明文で規定しており、非常に注目される。例えばニューヨーク市では市憲章第二章第二六条 a 項で具体的に「九万ドル」と明記している（New York City Charter, Chapter 2 (Council), Section 26 (Salaries and allowances) (a). 同(c)では「報酬委員会」を規定している。市長の報酬も第二章四条で規定）。なお、日本の自民党前政権下の道州制案は、地方分権充実を標榜しながらも、他の先進諸国のような「一定率の税収保証、行政チェック強化のための議会・議長の権限や議会運営の改革、自治体基本原則やポリティカル・リスク排除のための『憲章』のような構想、密接不可分な基礎自治体の改革とくに二元制や議会運営の改革」などは全く検討されておらず、中央集権的発想が非常に強い。

資料25. 州憲法と州議会議員報酬の関係（金額は2009年議員報酬年額）

分類区分	州名または州数
①州憲法で金額等を具体的に規制する州	ニューハンプシャー州(1.0万円)、テキサス州(72.0万円)、ロードアイランド州(130.9万円)、マサチューセッツ州(614.4万円)、ニューヨーク州(795.0万円)、カリフォルニア州(1162.1万円)、ペンシルバニア州(783.2万円)など
②州憲法に基づき、独立性高き第三者委員会である「議員報酬委員会」が議員報酬を決定する州	1州
③州憲法に基づき、「議員報酬委員会」の勧告を議会で議員が審議採択	3州
④「議員報酬委員会」が独自の権限で、議員報酬を決定	8州
⑤「議員報酬委員会」の勧告を、議会で議員が審議採択	7州
⑥州憲法や「議員報酬委員会」ではなく、議員自身が自分の報酬を決定	27州

注記 1ドル=100円。

出典：Janet M. Box-Steffensmeier and David T. Canon, Series Editors, Parliaments and Legislatures, 2005. The Ohio State University